

令和 7 年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新 設 ・ 拡 充 ・ 延 長 ・ そ の 他 ）

No	16	府 省 庁 名	内閣府
対象税目	<u>個人住民税</u> 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（ ）		
要望 項目名	経営者の私財提供に係る譲渡所得の非課税措置の延長		
要望内容 (概要)	・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 中小企業の再生を支援する観点から、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、当該再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合には、令和 7 年 3 月末までの間、当該資産に係る譲渡益を非課税とする特例が措置されているところ。 ・ 特例措置の内容 中小企業の再生を継続的に支援する必要があることから、当該措置を延長すること。		
〔関係条文〕	〔 租税特別措置法第 40 条の 3 の 2 地方税法第 32 条第 1 項及び第 2 項 〕		
減収 見込額	[初年度] — (—) [平年度] — (—) [改正増減収額] — (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図り、ひいては、中小企業への円滑な資金提供を促す。 (2) 施策の必要性 本特例措置は、平成 25 年 3 月末で中小企業金融円滑化法の期限が終了したことに併せて導入されたものであるが、経営改善・事業再生が必要な中小企業は現在も数多く存在しており、抜本的な事業再生等が必要な企業に対しては、問題を先送りすることなく、外部専門家との連携を図りつつ、債権放棄等の金融支援を含めた、真に実効性のある抜本的な事業再生支援を行っていくことが重要である。 このように、地域経済・産業の成長や新陳代謝を支える積極的な金融仲介機能の発揮をより一層加速させていくことが重要であることから、経営者が事業継続に必要不可欠な資産を保有している場合に再生を円滑に進めることを可能にする本特例措置を延長することが必要。		
本要望に 対応する 縮減案	なし		

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	【政策】 6. 地域経済活性化支援 【施策】 6. 地域経済活性化に関する施策の推進
		政策の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	3年間延長すること。
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ。
		政策目標の達成状況	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境が整備された。
	有効性	要望の措置の適用見込み	抜本的な事業再生を行う中小企業において活用されることが見込まれる。
		要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	本件特例措置は、再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とするものであり、中小企業の事業再生・経営改善を促進するうえで有効である。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	なし
		予算上の措置等の要求内容及び金額	なし
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備されることから、要望として妥当である。

これまでの税負担軽減措置等の適用実績と効果に関連する事項	税負担軽減措置等の適用実績	令和3年度1件 令和4年度0件 令和5年度1件
	「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	—
	税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	再生企業の保証人となっている経営者が、「合理的な再生計画」に基づき、再生企業に対して事業用資産の私財提供を行った場合の譲渡益を非課税とすることにより、中小企業にとって真の経営支援に繋がる支援を本格化させるための環境が整備された。
	前回要望時の達成目標	中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めることで、地域経済・地域金融の活性化を図る。
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	中小企業の事業再生・経営支援に関しては、企業の特性や経営課題に応じ、それぞれの企業に適した解決策を講じていく必要があることから、地域経済・地域金融の活性化のためには、本特例措置を含め、中小企業の事業再生・経営改善の実効性を高めるための環境整備を継続的に行う必要。
これまでの要望経緯		平成25年度要望（新設） 平成28年度要望（拡充及び延長） 平成31年度要望（拡充及び延長） 令和4年度要望（拡充及び延長）